

産 労 政 第 5 4 号
令和2年5月4日

一般社団法人埼玉県経営者協会
会長 石井 進 様

埼玉県知事 大野 元裕
(公印省略)

5月7日以降の緊急事態措置等について (通知)

埼玉県の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施につきましては、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、本県においては、新規の陽性患者が減少し、また感染経路不明の孤発例も少しずつ下がっていますが、この傾向が継続するか判断するには、まだ時期尚早です。引き続き行動抑制によって感染のピークを後ろにずらし、積極的な疫学調査を行いながらクラスター対策を進めるとともに、医療的措置が必要な県民の皆様への対応が極めて重要になります。

国は、5月4日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく緊急事態宣言を延長しました。

そこで、本県としては、法第18条に規定する基本的対処方針及び埼玉県新型感染症専門家会議の意見を踏まえ、別紙のとおり緊急事態措置等を実施します。

「新しい生活スタイル」を広げるとともに、引き続き「三つの密」を徹底的に避け、接触機会の8割低減を目指してまいります。

については、県内企業やその従業員の方に周知をお願いいたします。

担 当 雇用労働課勤労者支援担当 吉田
電 話 048-830-4517
メー ル a4510-01@pref.saitama.lg.jp